

# 「三重県×ミジュマル」取組紹介パンフレット等作成業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

「三重県×ミジュマル」取組紹介パンフレット等作成業務

## 2 業務の目的

三重県では、令和3年12月に株式会社ポケモンとの包括連携協定を締結し、同社が地域と連携してその地域の魅力を国内外に発信する活動「ポケモンローカル Acts」の取組を活用し、みえ応援ポケモンの「ミジュマル」と連携した様々な取組を展開している。

本業務委託は、こうした「三重県×ミジュマル」の取組について総合的に紹介するパンフレット等を作成し、県内外に向けて三重県とミジュマルの魅力を発信することにより、観光誘客・周遊促進を図ることを目的とする。

## 3 委託業務の実施期間

契約の日から令和8年8月14日（金）まで

## 4 委託業務の内容

(1) 「三重県×ミジュマル」の取組について総合的に紹介し、三重県とミジュマルそれぞれの魅力をPRするためのパンフレットを下記のとおり作成すること。

ア 部数

50,000部

イ 規格

【サイズ】 持ち歩くことを想定したサイズ感とすること。A5サイズ（210mm×148mm）以下、8～12ページ程度を基本とし、全体のレイアウト構成も含め、効果的に魅力を伝えられるようなパンフレットとするための企画提案を行うこと（縦型／横型や縦横のサイズ比率は問わない）。

【製本】 二つ折り、中綴じ（ホッチキス2箇所）を基本とするが、提案次第では蛇腹折りなどの折り加工も可とする。

【紙質】 本パンフレットを持ち歩いて県内を周遊してもらうことを想定し、耐久性のある用紙を選定すること。

【印刷】 両面印刷、全ページフルカラー

ウ 主な構成内容

内容	詳細・備考
表紙（タイトル）	写真やイラスト等を用いて、直感的かつ視覚的に「三重県×ミジュマル」の取組について紹介するパンフレットであるとわかるデザインとすること。
基本情報	「ポケモンローカル Acts」や「三重県×ミジュマル」の取組についての説明、みえ応援ポケモン「ミ

	ジュマル」についての紹介文を入れること。
ミジュマル公園	「ミジュマル公園 in すずか」「ミジュマル公園 in とば」についてそれぞれ紹介すること。
近鉄特急 「ミジュマルライナー」	近鉄特急「ミジュマルライナー」について紹介すること。併せて近鉄 賢島駅・鶯方駅・鳥羽駅に施された駅装飾についても紹介すること。
ミジュマルバス	伊勢市内、鳥羽市内、鈴鹿市内で運行しているミジュマルバスについて、それぞれ紹介すること。
鳥羽市営定期船 「はばたき」	鳥羽市営定期船「はばたき」について紹介すること。航路や離島待合所の情報についても紹介すること。
ご当地コラボ商品	全 13 事業者（令和 8 年 3 月時点）が販売している「三重県×ミジュマル」ご当地コラボ商品について、各事業者 1 品ずつ取り上げて紹介することを原則とする。 ※コラボ商品事業者の情報については、後日県から提供する。 ※鈴鹿市伝統産業会館での「伊勢型紙染め体験」についても併せて紹介すること。
ミジュマルルーム	鳥羽国際ホテル（鳥羽市）と NEMU RESORT（志摩市）で一室ずつ提供されている「ミジュマルルーム」について、それぞれ紹介すること。
「ポケふた」	県内全 29 市町及び「ミジュマル公園」に設置された計 31 個の「ポケふた」を全て紹介すること。 ※「ポケふた」のイラストの視認性を損なわないよう、パンフレット誌面上の「ポケふた」のサイズが直径 2.3cm 以上となるよう留意してデザインすること。
観光マップ	三重県全域の地図を掲載し、パンフレット内で紹介している「三重県×ミジュマル」関連スポットの分布や主要な交通情報、その他県内の主な観光地情報について掲載すること。
周遊コース	パンフレット内で紹介している「三重県×ミジュマル」関連スポットを周遊するためのモデルコースを 2 コース程度提案し、掲載すること。
関連情報	発行者情報及び「三重県×ミジュマル」特設サイトや公式 X アカウント等の情報を記載すること。

#### エ 留意事項

- ・掲載する内容及び誌面のデザインについては、三重県と協議・調整の上決定すること。なお、ミジュマルをはじめとするポケモンに関連するイラストやコンテンツは株式会社ポケモンと本県の間で締結した使用許諾契約に基づき

使用するものであることから、誌面作成にあたっては県の指示のもと株式会社ポケモンへの確認を随時行うものとする。

- ・誌面のデザインにおけるミジュマルやポケモンに関する素材の管理を徹底するとともに、委託業務の完了後はすみやかに素材を削除すること。
- ・誌面は株式会社ポケモンのクリエイティブガイドラインや各種素材の使用ルールに準じて作成すること。
- ・ミジュマルをはじめとするポケモンの画像について、成果品上の色味を忠実に再現するため、印刷にあたっては最大3回までの本機校正に対応すること。
- ・印刷の規格や構成・内容等は上記を基本とし、より魅力が伝わるような制作物とするため、企画提案をもとに県と協議のうえ、決定し作成すること。
- ・印刷にあたっては、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和7年度環境物品等の調達方針 3役務 印刷」の判断基準を満たすこと。（同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているため、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月） 22-2印刷」の「判断の基準」（基準値2）を満たすこと。）
- ・パンフレットに掲載する画像は、原則として県が提供する既存の画像を使用することとするが、必要に応じて最大5日程度の取材を行うこと。
- ・画像の使用及び掲載内容に係る各施設・交通事業者・県産品事業者等との調整は、受託者において行うものとする。また、作成した誌面の正誤確認等についても、受託者から各施設・交通事業者・県産品事業者等へ確認を行うものとする。

(2)「三重県×ミジュマル」の取組について総合的に紹介するパネル1枚を以下のとおり作成すること。

#### ア 規格

【サイズ】A1サイズ縦型（縦841mm×横594mm）、厚さ7mm程度

【素材】発泡スチロール

【印刷】片面印刷、フルカラー

#### イ 掲載内容

- ・上記4（1）ウの「観光マップ」に掲載する情報やデザインを基本とし、A1サイズのパネルとして設置した際に、パネルを見た人に対してより訴求できるビジュアルとなるよう、効果的な情報量やデザイン等工夫すること。
- ・パネルを見た人が「三重県×ミジュマル」の取組の全体像や地理的な分布について視覚的に把握でき、周辺の観光地も含めた周遊を促進できるようなレイアウト・デザインとすること。

#### ウ 留意事項

- ・掲載する内容及びレイアウト・デザインについては、三重県と協議・調整のうえ決定すること。なお、ミジュマルをはじめとするポケモンに関連するイラストやコンテンツは株式会社ポケモンと本県の間で締結した使用許諾契約

に基づき使用するものであることから、デザインの作成にあたっては県の指示のもと株式会社ポケモンへの確認を随時行うものとする。

- ・パネルのデザインにおけるミジュマルやポケモンに関する素材の管理を徹底するとともに、委託業務の完了後はすみやかに素材を削除すること。
- ・パネルのデザインは株式会社ポケモンのクリエイティブガイドラインや各種素材の使用ルールに準じて作成すること。
- ・ミジュマルをはじめとするポケモンの画像について、成果品上の色味を忠実に再現するため、パネル製作時は最大2回までの本機校正に対応すること。

## 5 成果品の提出

### (1) 納品物

#### ア 製作物

①パンフレット 50,000部

②取組紹介パネル 1枚

#### イ 電子データ (USB等の電子媒体に収録して提出)

①パンフレット及び取組紹介パネルの電子データ

※以下に記載する全ての形式で納品すること。

- ・Adobe Illustrator 形式 (アウトライン済み)
- ・Adobe Illustrator 形式 (アウトライン前、編集可能なもの)
- ・高解像度 PDF データ (入稿・印刷用)
- ・軽量化 PDF データ (Web 掲載・閲覧用)

②委託業務完了報告書

③その他、県が成果品として提出を求めるもの

### (2) 納入場所

三重県観光部観光誘客推進課

※上記5(1)ア①のパンフレット50,000部のうち最大15,000部については、50部ずつ梱包のうえ、県が後日指定する納入場所(県内、最大300箇所)へ直接配送すること。

### (3) 納入期限

ア 上記5(1)ア②(取組紹介パネル) :

令和8年6月12日(金)まで

イ 上記5(1)ア①(パンフレット)及び5(1)イ :

令和8年8月14日(金)まで

## 6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 三重県に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 8 その他

- (1) 本委託業務は、「ポケモンローカル Acts」の取組を活用したもので、三重県と株式会社ポケモンは、連携協定の中で秘密保持契約を締結しており、外部に情報が漏洩することがないように厳しく求められているため、絶対に外部に知られることのないようにすること。又、委託業務以外の目的に使用することのないこと。どうしても業務上必要な場合は、事前に三重県に協議すること。

なお、委託期間が終了し又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (2) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって委託者に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、委託者の検査後に支払うものとする。
- (6) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 受託者は、受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (8) 委託者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (9) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）

に準じ適切に対応すること。

- (10) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (11) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議して実施するものとする。